（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部改正）

第十条　土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（手数料） **第二十二条**　（略） 2　前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第二項及び第三項、第八条第一項、第九条、第十四条第一項並びに第十六条の申請書（第二十六条の規定により光ディスク及び光ディスク提出書を提出する場合にあっては、当該光ディスク提出書）に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、納付しなければならない。 3　（略） **第二十三条～第二十五条**　（略） （光ディスクによる手続） **第二十六条**　第一条第一項、第三条第一項及び第十六条の規定による申請書並びに第十八条第二項及び第二十一条の規定による届出書並びにこれらの添付書類（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十二の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。 （光ディスクの構造） **第二十七条**　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク （立入検査の身分証明書） **第二十八条**　法第五十四条第五項及び第六項の規定による立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第十三のとおりとする。 **第二十九条**　（略）	（手数料） **第二十二条**　（略） 2　前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第二項及び第三項、第八条第一項、第九条、第十四条第一項並びに第十六条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、納付しなければならない。 3　（略） **第二十三条～第二十五条**　（略） （新規） （新規） （立入検査の身分証明書） **第二十六条**　法第五十四条第五項及び第六項の規定による立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。 **第二十七条**　（略）

様式第一、様式第二及び様式第十中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改める。

様式第十一中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改める。

様式第十二中「第二十六条関係」を「第二十八条関係」に改め、同様式を様式第十三とし、様式第十一の次に次の一様式を加える。